

特集

令和3年10月から新ルール開始
安全安心な自転車利用を

自転車は、幅広い年代の方に利用されています。一方で交通ルールを守らない自転車利用者も多く、問題となっています。自転車事故による高額な補償判決がされるなど、自転車利用を取り巻く環境は大きく変化しています。

県では、新たに自転車事故の防止、被害者保護のための条例が制定されました。それに合わせ、町の条例も改正しました。

今月号の広報では、条例改正に伴い、令和3年10月から適用される自転車利用の新しいルールについてお知らせします。

自分が被害者、加害者にならないためにも、新しいルールを守って自転車を利用してください。

1 自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化

自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例が発生しています。

万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加してください。

加入しているかどうか、次の表で確認してください。

自転車損害賠償責任保険等の加入状況確認シート

自転車損害賠償責任保険等は、自動車保険や火災保険、傷害保険等、他の保険の特約として付帯されている場合もあります。まずはご自身やご家族の加入状況を確認してください。ご家族が加入されている保険等で補償対象となっている場合もあります。

自転車利用中の事故で他人に怪我をさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険等に参加していますか？

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。(期限あり)

はい

わからない

いいえ

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険(学校(PTA含む)や職場で加入する保険)のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか？(名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。)

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険等に参加しています。

保険証券等をご用意の上、ご加入の保険会社にご確認ください。相当する補償がない場合は加入が必要です。

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。